

令和5年度

北海道大学 大学院法学研究科 法律実務専攻
(法科大学院)

入学者選考試験【後期日程】
「法律科目試験」問題冊子

試験科目：憲法・刑法

試験時間：9:00～11:40

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはならない。
2. 問題冊子は、表紙も含めて、5ページある。
3. 解答用紙は、両面印刷のB4版で、憲法【第1問】・【第2問】、刑法【第1問】・【第2問】の4枚である。
4. 解答用紙は、4枚とも必ず提出せよ。
5. 受験番号（上下2箇所）および氏名（上1箇所）は、すべての解答用紙の指定された箇所に必ず記入せよ。
6. 解答は、すべて所定の解答用紙の指定された欄に横書きで記入せよ。
7. 解答は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記入せよ。
8. 必要以外のことを解答用紙に書いてはならない。
9. 問題冊子の余白は下書きに使用してもさしつかえない。
10. 草稿用紙は回収しない。
11. 書き込み等のない所定の六法の持ち込みを認める。

【後期日程】

試験科目名： 憲法

第1問（配点：40点）

202X年、衆議院議員の選挙制度を、各選挙区において選出すべき議員の数を1人とする小選挙区制に変更するための法改正が行われた。小選挙区の区割りは、法律で規定された以下の区割り基準に基づいて行われることとされた。すなわち、区割り基準の第1項は、行政区画、地勢、交通等の事情を考慮しつつも、人口比例原則を重視して区割りをを行い選挙区間の人口較差を2倍未満とすることを基本とするよう定め、第2項は、区割りに先立ち、まず各都道府県に議員の定数1を配分した上で、残る定数を人口に比例して各都道府県に配分すること（以下「1人別枠方式」という。）を定める。第2項は、都道府県間においては人口比例原則に例外を設けて一定程度の定数配分上の不均衡が必然的に生ずることを予定しているから、第1項は、その枠の中で全国的にできるだけ人口較差が2倍未満に収まるように区割りを行うべきことを定めるものである。

第2項の1人別枠方式は、人口の多寡にかかわらず各都道府県にあらかじめ定数1を配分することによって、相対的に人口の少ない県に定数を多めに配分し、人口の少ない県に居住する国民の意見をも十分に国政に反映させることができるようにすることを主な目的としている。

上記区割り基準に基づいて作成された区割りでは、選挙区間における人口の最大較差は1対2.309であった。

この事例に含まれる憲法上の問題点について、関連する判例および学説に触れつつ論じなさい。なお、小選挙区制の合憲性については論じる必要はない。

【後期日程】

試験科目名： 憲法

第2問（配点：40点）

次のX₁およびX₂の訴えに対して、裁判所が司法権を行使することができるかについて、関連する判例および学説に触れつつ論じなさい。

（1）国立大学法人であるA大学の法学部の学生であるX₁は、同学部の20××年度B教授担当に係る憲法4単位を取得するため、同年4月15日頃、A大学法学部長であるY₁に同科目の履修表を提出し、その授業に出席した。ところが、Y₁は、同年度途中の同年12月26日、B教授に不正行為等があったことを理由に、同教授の各授業の担当を停止する措置をしたうえ、学生に対しては代替の授業科目を履修するよう指示した。ところが、B教授は、当該授業停止措置に従わず、従来どおり授業を継続し、X₁も、同教授の授業に引き続き出席し、同教授の実施した試験を受け、合格の判定を得た。ところがY₁は、X₁が同単位を取得したことを認定しなかった。そこで、X₁はY₁に対し、単位認定に関する不作為の違法確認を求めて訴えを提起した。

（2）Y₂市議会議員のX₂が、市議会の議会運営委員会においてある発言（以下「本件発言」という。）を行ったところ、市議会は、X₂に対し、本件発言について、議決により23日間の出席停止の懲罰を科する旨の処分（以下「本件処分」という。）を行った。そこで、X₂はY₂市に対し、本件処分の取消しを求めて訴えを提起した。

【後期日程】

試験科目名： 刑法

第1問（配点：40点）

Xは、自宅を訪ねてきたAに対してかねて恨みをもっていたことから、この場で毒殺しようと考え、コーヒーの中にひそかに劇薬Qを混入した上で、Aに差し出した。劇薬Qの致死量は2mgであったが、Xは、3mg入りの瓶から1.5mgを取り出して使用しており、致死量に達していないことには気付いていなかった。劇薬Qが入っていることを知らないAはこのコーヒーを飲み干し、数分のうちに苦しみ始めた。その様子を見たXは、Aが急にかわいそうになり、自分の自動車に乗せて、近くの病院に運び込んだ。Aは医師Yによる治療を受けたが、Yが過失により解毒剤の使用方法を誤ったため、Aは2時間後に死亡した。

Xの罪責について論ぜよ。ただし、特別法違反について論じる必要はない。

【後期日程】

試験科目名： 刑法

第2問（配点：40点）

Xは、普通乗用自動車を運転し、J市の道路上をJ市からK市方面に向かい進行中、眠気を催したにもかかわらず、漫然とその状態のまま、時速30km程度で運転を継続したところ、J市L町の路上において仮眠状態に陥り、自車を右斜め前方に逸走させて道路右側部分に進出させて、折から同道路を対向直進してきた妊娠7か月のA運転の軽四輪乗用自動車の右前部に自車前部を衝突させた。その結果、Aは、9日間の入院治療を要する常位胎盤早期剥離等の傷害を負った。また、Aは上記常位胎盤早期剥離を発症させたが、それにより胎児Bに脳室内出血が生じてBが仮死状態となったため、搬送先のM病院において、緊急帝王切開手術が行われた。同手術によりBは出生したが、上記脳室内出血を原因として、出生後に水頭症を発症させるに至った。

以下の①の立場および②の立場の双方に言及しつつ、Xの罪責について論じなさい。ただし、過失運転致傷罪（自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律5条）以外の特別法違反について論じる必要はない。

①Bに対する過失運転致傷罪をXに成立させる立場。

②Bに対する過失運転致傷罪がXに成立することに反対する立場。

令和5年度

北海道大学 大学院法学研究科 法律実務専攻
(法科大学院)

入学者選考試験【後期日程】
「法律科目試験」問題冊子

試験科目：民法・商法

試験時間：13:00～15:00

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはならない。
2. 問題冊子は、表紙を含めて、3ページある。
3. 解答用紙は、両面印刷のB4版で、民法【問1】・【問2】、商法、の3枚である。民法について、【第1問】の解答は民法【問1】の解答用紙に、【第2問】の解答は民法【問2】の解答用紙に記入してください。
4. 解答用紙は、3枚とも必ず提出せよ。
5. 受験番号（上下2箇所）および氏名（上1箇所）は、すべての解答用紙の指定された箇所に必ず記入せよ。
6. 解答は、すべて所定の解答用紙の指定された欄に横書きで記入せよ。
7. 解答は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記入せよ。
8. 必要以外のことを解答用紙に書いてはならない。
9. 問題冊子の余白は下書きに使用してもさしつかえない。
10. 草稿用紙は回収しない。
11. 書き込み等のない所定の六法の持ち込みを認める。

【後期日程】

試験科目名： 民 法

問題（配点：80点）

令和2年8月1日、Aは、自己所有の建設機械（以下「本件機械」という。）をBに1000万円で売却した。AB間の売買契約では、AはBに契約締結日に本件機械を引き渡す一方、BはAに同年10月1日に売買代金を支払うこととされていた。なお、本件機械について、登記等はされていない。

令和2年9月1日、Bは本件機械をCに対して賃貸期間2年、賃料月額40万円の約束で賃貸し、同日、本件機械をCに引き渡した。

以上の事案について、次の小問に答えなさい。なお、各小問は独立した問いである。

問1（配点：40点）

本件機械の引渡しを受けたCが確認すると、本件機械の一部が摩耗しており、CはBに修理を依頼したが、Bが修理をしてくれなかったため、令和2年9月10日、Cは30万円の費用をかけて本件機械を修理した。

その後、Aは、Bが同年10月1日に売買代金を支払わなかったため、所定の手続をした上、同年10月10日、Bとの売買契約を解除し、Cに対して本件機械の返還を求めた。

この場合、AC間の法律関係がどうなるかを説明しなさい。

問2（配点：40点）

令和2年10月1日、AはBに売買代金の支払を求めたが、Bがなかなか支払わないので、Aが確認したところ、Bには資力がないことが分かった。そこで、Aは、Bとの売買契約を解除するのではなく、BがCに対して有する本件機械の賃料債権を利用して、Bに対する売買代金債権を回収しようと考えた。

- (1) Aが採りうる法的手段のうち、Bの同意を要しないものを複数挙げ、それぞれについて説明しなさい。
- (2) AがBに対する売買代金債権をBのCに対する賃料債権を利用して回収しようと思いついた時点では、BはCに対する賃料債権をすでにDに譲渡し、Cに対してその旨を確定日付ある証書で通知していた、とする。この場合、(1)で挙げたAの採りうる法的手段がどうなるかを、それぞれ的手段ごとに説明しなさい。

【後期日程】

試験科目名： 商 法

問題（配点：40点）

問1

Aは甲株式会社の取締役である。甲社は取締役会設置会社である。Aは個人的にBから融資を受けようとしたところ、人的担保を求められた。Aは甲社の代表取締役Cに、甲社に併存的債務引受をしてくれるように依頼した。これを受けてCは自分の判断で、甲社がAのBに対する債務につき併存的債務引受をする契約をBと締結した。債務の額は甲社の資産からみればわずかなものである。この債務引受契約の効力について論じなさい。

問2

会社法360条3項では、監査役設置会社、監査等委員会設置会社または指名委員会等設置会社における同条1項の規定の適用について、同項中の「著しい損害」とあるのは「回復することができない損害」とすると定める。この趣旨を説明しなさい。

令和5年度
北海道大学 大学院法学研究科 法律実務専攻
(法科大学院)

入学者選考試験【後期日程】
「法律科目試験」問題冊子

試験科目 : 民事訴訟法 (第1解答)

試験時間 : 15 : 45 ~ 16 : 25

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはならない。
2. 問題冊子は、表紙を含めて、2ページある。
3. 解答用紙は、両面印刷のB4版で、民事訴訟法の1枚である。
4. 解答用紙は、必ず提出せよ。
5. 受験番号(上下2箇所)および氏名(上1箇所)は、すべての解答用紙の指定された箇所に必ず記入せよ。
6. 解答は、すべて所定の解答用紙の指定された欄に横書きで記入せよ。
7. 解答は、黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。)で記入せよ。
8. 必要以外のことを解答用紙に書いてはならない。
9. 問題冊子の余白は下書きに使用してもさしつかえない。
10. 草稿用紙は回収しない。
11. 書き込み等のない所定の六法の持ち込みを認める。

【後期日程】

試験科目名： 民事訴訟法

問題（配点：40点）

問1

X株式会社は、かつて監査役であったYについて、X社の従業員が行った横領行為を看過した任務懈怠があったとして、Yを被告として、会社法423条1項に基づき、上記横領行為によってX社が被った損害の賠償を求める訴え（以下「本件訴訟」という。）を提起した。

Yは、本件訴訟において、Yの監査役退任後、X社には複数の監査役が就任していたことがあり、それらの監査役の就任中においても同様の横領行為がなされていたが、X社から訴えを提起されたのは自分だけであると主張した。

その後の審理を経て、裁判所は、「一部の監査役だけを対象として、狙い撃ち的に損害賠償請求をすることは権利の濫用である」と判示して請求棄却判決を言い渡した。もっとも、本件訴訟において、当事者のいずれからもX社の請求が権利の濫用であるとの主張はなされていない。上記判決に含まれる訴訟法上の問題点について論じなさい。

問2

共同訴訟人間の主張共通および証拠共通について論じなさい。

令和5年度
北海道大学 大学院法学研究科 法律実務専攻
(法科大学院)

入学者選考試験【後期日程】
「法律科目試験」問題冊子

試験科目 : 刑事訴訟法 (第2解答)

試験時間 : 16 : 35 ~ 17 : 15

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはならない。
2. 問題冊子は、表紙を含めて、2ページある。
3. 解答用紙は、両面印刷のB4版で、刑事訴訟法の1枚である。
4. 解答用紙は、必ず提出せよ。
5. 受験番号(上下2箇所)および氏名(上1箇所)は、すべての解答用紙の指定された箇所に必ず記入せよ。
6. 解答は、すべて所定の解答用紙の指定された欄に横書きで記入せよ。
7. 解答は、黒インクのボールペン又は万年筆(ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。)で記入せよ。
8. 必要以外のことを解答用紙に書いてはならない。
9. 問題冊子の余白は下書きに使用してもさしつかえない。
10. 草稿用紙は回収しない。
11. 書き込み等のない所定の六法の持ち込みを認める。

試験科目名： 刑事訴訟法

問題（配点：40点）

被告人Aは、自家用自動車を制限速度40キロメートル毎時である片側一車線の緩やかな左カーブの道路を65キロメートル毎時で走行させ、そのために道路のX地点において運転操作を誤って対向車線にはみ出し、対向車線を走行していたバイクに接触して転倒させ、その結果、バイクの運転手を死亡させたとして、過失運転致死罪で起訴された。

公判において、検察官は、司法警察員甲が作成した実況見分調書の証拠調べを請求した。この実況見分調書は、前記事故発生当時、Aが運転する自動車の助手席に同乗していたBを現場に立ち合わせて実施した実況見分の結果を甲が記載したものである。同実況見分調書には、Bの供述として、「Aが運転操作を誤ったのは道路のX地点です。その際、助手席から速度メーターを見たところ、65キロメートル毎時を表示しており、その直後、自動車が対向車線をはみ出してしまったのです。」と記載されていた。

かかる証拠調べ請求に対し、Aの弁護人は、「不同意」との意見を述べた。

裁判所は、この実況見分調書を証拠として取り調べることができるかについて論じなさい。

令和5年度
北海道大学 大学院法学研究科 法律実務専攻
(法科大学院)

入学者選考試験【後期日程】
「法律科目試験」問題冊子

試験科目 : 行政法

試験時間 : 18:00～18:40

解答上の注意

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子を開いてはならない。
2. 問題冊子は、表紙を含めて、2ページある。
3. 解答用紙は、両面印刷のB4版で、行政法の1枚である。
4. 解答用紙は、必ず提出せよ。
5. 受験番号（上下2箇所）および氏名（上1箇所）は、すべての解答用紙の指定された箇所に必ず記入せよ。
6. 解答は、すべて所定の解答用紙の指定された欄に横書きで記入せよ。
7. 解答は、黒インクのボールペン又は万年筆（ただし、インクがプラスチック製消しゴム等で消せないものに限る。）で記入せよ。
8. 必要以外のことを解答用紙に書いてはならない。
9. 問題冊子の余白は下書きに使用してもさしつかえない。
10. 草稿用紙は回収しない。
11. 書き込み等のない所定の六法の持ち込みを認める。

【後期日程】

試験科目名： 行政法

問題（配点：40点）

Xは、H県立A高等学校（以下「本件高等学校」という。）への入学を希望し、令和4年3月3日に学力考査（県立高等学校入学試験）を受験した。H県の公立高等学校においては、内申点（315点満点）と学力考査（500点満点）の合計点により合格者が決定されることになっており、合格発表日の翌日から7日間、得点開示を求めることができる。同年3月22日の合格発表で不合格となったXは、翌日、得点開示を行ったところ、内申点310点、学力考査点450点で合計760点であることがわかった。Xが、本件高等学校に合格した同級生のうち、得点開示を行った数名に問い合わせたところ、いずれも、Xより低い得点で合格していることが判明した。そこで本件高等学校長Yに不合格となった理由の説明を求めたところ、Yは、Xが筋ジストロフィーによる身体の障がいを負っており、歩行補助具又は車椅子を使用しなければならないこと、本件高等学校の校舎にはエレベーターが一基あるものの、荷物等を搬入するために使用するものであり、生徒による使用は予定されていないこと、Xの身体状況では、体育実技の単位を取得することができず、本件高等学校の全課程を無事に修了する見通しが無いことを理由として、入学不許可処分（以下「本件処分」という。）を行ったことが判明した。Xは、出願申請にあたり、筋ジストロフィーの専門家である主治医が作成した診断書を本件高等学校に提出しているが、そこには「階段の昇降にあたって歩行補助具を用いる必要がある。病状の進行具合によっては、将来、車椅子を使用する可能性はあるが、3年間の就学は可能である。ただし、激しい運動を伴う体育実技については、転倒によって怪我をしないよう配慮が必要である。」と記載されている。Yの理由づけに納得がいかないXは、訴訟を提起して、本件高等学校への入学許可を勝ち取りたいと考えている。

Xが提起すべき訴訟類型（行政事件訴訟法に規定されているものに限る。）を挙げ、訴訟要件を具備しているか検討しなさい。

令和5年度法科大学院入学試験【後期日程・開放型特別選抜後期日程】

法律科目試験 出題の趣旨

【憲法】

第1問

本問は、衆議院議員選挙における投票価値の平等に関する問題である。主要な論点は、区割り基準の合憲性と、実際に発生した最大較差の合憲性である。本問に解答するためには、投票価値の平等の憲法上の位置づけ、投票価値の平等と選挙制度に関する立法裁量との関係、新しい選挙制度の合憲性判断枠組み、投票価値の不平等の合憲性判断枠組みについての一連の判例の立場と主要な学説の立場を踏まえる必要がある。なお、1人別枠方式に関しては、最大判平成11年11月10日民集53巻8号1704頁は合憲と判示したが、最大判平成23年3月23日民集65巻2号755頁は違憲状態と判示した。

第2問

本問は司法権の限界に関する問題であり、(1)は最判昭和52年3月15日民集31巻2号234頁に、(2)は最大判令和2年11月25日民集74巻8号2229頁に、それぞれ基づいて作成されたものである。両者とも団体の内部紛争に対して司法審査が及ぶか否かが問題となった事件であるところ、(1)について、最高裁はいわゆる「部分社会論」を展開して、国立大学における単位認定行為には司法審査は及ばないと判断した。それに対し、(2)について、最高裁は上記大法廷判決において、地方議会における出席停止処分が司法審査の対象となることを否定した最大判昭和35年10月19日民集14巻12号2633頁を変更し、「裁判所は、常にその適否を判断することができる」と述べている。このような判例の立場を正確に理解した上で、それに対する学説の評価などにも触れていれば、解答としては十分な水準と言えよう。

【刑法】

第1問

本問は、毒物を注射して被害者を殺害しようとした行為について、(1)毒物が致死量に満たなかったこと、(2)翻意して病院に運んだこと、(3)医師の過失により被害者が死亡したこととの関連で、それぞれ(1)不能犯と未遂犯の判断基準、(2)因果関係の存否、(3)中止未遂の成否、を論じるべきことが求められるものであり、刑法総論の基本的理解を問うものである。特に(1)では、未遂犯の処罰根拠に遡りつつその成否を検討すること、(2)では、いわゆる介入事情が結果発生に大きく影響した場合における「危険の現実化」の判断を丁寧に行うこと、(3)では、そもそも死に至る危険性がない(と解しうる)行為における中止未遂の成否をどのように解すべきか(中止行為と結果不発生間の因果関係)を論じること、が重要である。

第2問

本問は、A および B に対する X の罪責を問うものであるが、とりわけ、B に対する罪責に関し、胎児の間に侵害行為を受け、出生し「人」となった後に負った傷害結果について、過失運転致傷罪の成立を認める立場およびそれに反対する立場のそれぞれの理解に基づく要件解釈をふまえて、事実関係を的確に分析・評価できているのかを問うものである。

【民法】

第1問

動産売買が解除された場合における、解除前に当該目的物を買主から賃借した者と売主との法律関係を問うものである。設問では、売主が賃借人に目的物の返還を求めていることから、解除の効果から売主の返還請求の根拠を導き、そして、その賃借人が 545 条 1 項ただし書の「第三者」に当たるか否かが問われることとなり、その回答に対応した形で売主と賃借人との関係を導出するという論理操作が求められている。その上で、付随的な問題として、費用償還請求の根拠及び内容が問われることとなる。

第2問

買主に資力がない場合における売主の実効的な代金回収方法を問うもので、買主が賃借人に賃料債権を有していることから、民法上の制度としては、債権者代位権と動産売買の先取特権に基づく物上代位が考えられる。そして、(1) では、それぞれの制度の要件を挙げて当てはめをし、その効果を説明すること、(2) では、債権者代位権における被代位債権の譲渡の位置づけと物上代位における差押えの意義を説明することが求められている。

【商法】

第1問

いわゆる利益相反取引の間接取引（会社 356 条 1 項 3 号）につき、取締役会の承認のない場合の効力を問う問題である。

間接取引の要件を満たすかどうかを条文に照らして論じた後、間接取引の効力について、どのような理由で、どのように解されるかを明確に論じることが求められる。

第2問

取締役の法令定款違反行為等に対する差止めにつき、監督機関がある場合とない場合における、株主の差止めの権限の違いについて、その趣旨を問うものである。監督機関がある場合の方が株主の権限は限定されている。

【民事訴訟法】

第1問

いわゆる一般条項に関し、その具体的事実は当事者から主張がなされているものの、一般条項（本問では権利濫用）に該当する旨の主張が当事者からなされていないという場合において、裁判所が当該一般条項を適用するという判断をすることが、弁論主義における主張原則に違反しないかどうかを問うものである。ここでは、上記のような問題の正しい分析、弁論主義及び主張原則の意義、並びに一般条項において何を弁論主義の適用のある事実と捉えるかということを前提に、説得的な論述をすることが求められる。

第2問

共同訴訟人間における主張共通及び証拠共通の意義及びこれらが認められるかについて説明することを求めるものである。まず、上記概念の前提として、通常共同訴訟における共同訴訟人独立の原則（法39条）を指摘し、その趣旨を説明することが必要である。そのうえで、主張共通及び証拠共通についてその意義を正確に記述し、これらを認めるかどうかについて、一般に論じられている理由付けを用いて説得的に論述することが求められる。

【刑事訴訟法】

本問は、実況見分調書の伝聞証拠性の検討を求める問題である。実況見分は、場所や物等の状態を知覚し、把握するための任意処分であって、その結果を記載した実況見分調書は、同調書の作成者を原供述者とする伝聞書面に該当する。したがって、原則として証拠能力は否定される。但し、刑訴法321条3項の要件、特に真正性の立証によって、伝聞例外にあたると認められれば、同調書の証拠能力は付与される。したがって、本問では、まず伝聞法則の規範をしっかりと論じ、その後、伝聞例外要件の検討を行う必要がある。次に、調書自体が伝聞例外にあたると考えられても、実況見分に立ち合わせた者から録取した供述部分の伝聞性はなお残ることになるから、この点を法的にどう処理するかも検討対象となる。

本問では、伝聞法則の内容、趣旨及び規範をしっかりと押さえた上で、実況見分調書の法的性格を論じ、さらに立会人の供述部分（現場指示部分と現場供述部分）をどのように取り扱うか、関連する条文を的確に挙げつつ、論じることが求められる。

【行政法】

本問は、身体的障がいにより、体育実技の単位を取得できる見込みがないこと（したがって高等学校の全課程を修了する見通しがないこと）を理由とした「公立高等学校入学不許可処分」について、処分の名宛人である X が、本件処分の違法性を争い、本件高等学校への入学という目的を達成するために提起すべき訴訟類型についての理解を問うものである。

本問において訴訟の対象となる行政活動は入学不許可処分（申請に基づく処分＝公権力の行使）であること、したがって、提起すべき訴訟は「公権力の行使に関する不服の訴訟（抗告訴訟＝行政事件訴訟法第 3 条）」であること、他方、X は、入学許可申請を行ったうえで入学不許可処分を受けたが、X は、不許可処分の違法性を主張し、それを取り消したうえで「入学の許可処分」を求めていることになるから、X が提起すべき抗告訴訟は、行政事件訴訟法第 37 条の 3 が規定する所謂「申請満足型義務づけ訴訟」であることになる。

抗告訴訟制度は、学部で開講される行政法科目（特に行政救済法）において必ず取り扱われる問題である。本問は、複数存在する抗告訴訟のうち、本件事案においては「どの抗告訴訟を提起すればよいか」についての基礎的理解を問うものである。